

2023年5月18日

各位

会社名 株式会社シーユーシー
代表者名 代表取締役 瀧口慶太
(コード番号:9158 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 橋本 淳
(TEL:03-5005-0808)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年5月18日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 6,400,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2023年6月5日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。なお、有価証券届出書に記載する「発行価額」は、募集株式の払込金額と同額とする。 |
| (3) 払込期日 | 2023年6月20日(火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2023年6月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。
なお、本募集株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日まで |

の価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年6月12日に決定する。)

- (7) 申 込 期 間 2023年6月13日(火曜日)から
2023年6月16日(金曜日)まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2023年6月21日(水曜日)
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 株式会社三菱UFJ銀行 本店
- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式960,000株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2023年6月12日(発行価格決定日)に決定される。)
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。
- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関し、取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.に

おける公募による募集株式発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | | |
|------|---|--|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 960,000 株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。） |
| (3) | 申込期日 | 2023年7月18日（火曜日） |
| (4) | 払込期日 | 2023年7月19日（水曜日） |
| (5) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2023年6月12日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) | 割当方法 | 割当価格で三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行（以下「本件第三者割当増資」という。）を中止する。 |
| (7) | 割当価格 | 未定（上記1.における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。） |
| (8) | 申込株数単位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (9) | 払込場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 本店 |
| (10) | 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (11) | 前記各項を除くほか、本件第三者割当増資に関し、取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。 | |
| (12) | 上記2.におけるオーバーアロットメントによる売出しを中止した場合には、本件第三者割当増資も中止する。 | |

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式及び売出株式の種類及び数
募集株式の種類及び数 当社普通株式 6,400,000株
売出株式の種類及び数 オーバーアロットメントによる売出し(※)
当社普通株式 上限960,000株
- (2) 需要の申告期間 2023年6月5日(月曜日)から
2023年6月9日(金曜日)まで
- (3) 価格決定日 2023年6月12日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 2023年6月13日(火曜日)から
2023年6月16日(金曜日)まで
- (5) 払込期日 2023年6月20日(火曜日)
- (6) 株式受渡期日 2023年6月21日(水曜日)

(注) 上記(1)に記載の募集株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況等を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しです。売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主である濱口慶太(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、当社は、2023年5月18日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式960,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しています。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2023年6月21日から2023年7月12日までの間、みずほ証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借り入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定ですので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、みずほ証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	22,630,400株
公募による新株式発行による増加株式数	6,400,000株
公募後の発行済株式総数	29,030,400株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	960,000株(最大)
第三者割当後の発行済株式総数	29,990,400株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額9,925百万円に海外販売の手取概算額(未定)及び本件第三者割当増資の手取概算額上限1,498百万円を合わせた手取概算額合計上限11,423百万円については、新規の在宅ホスピス施設開設に係る建設資金のための投融資として2024年3月期に4,500百万円、2025年3月期に6,923百万円を充当する予定であり、具体的な資金需要が発生し、支払い時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格1,670円を基礎として算出した見込額です。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えた在宅ホスピス施設等の不動産を含む新規拠点開設への投資や、新規事業への先行投資、及び資本業務提携等を積極的に行うことが重要であると認識しています。現時点では内部留保の充実を図り、事業の拡大と効率化のために投資し、企業価値の増大を優先すべきだと考えています。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、訪問看護セグメントの新規拠点展開にかかる投資や、新規事業等への先行投資及び人員の拡充・育成を含む管理体制基盤強化のための投資に活用する方針です。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施時期等については未定です。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
1株当たり当期純利益	1,145.50円	25.98円	78.53円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
配当性向	-	-	-
自己資本当期純利益率	5.4%	15.9%	30.6%
純資産配当率	-	-	-

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しています。

2. 1株当たり配当額、配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載していません。

3. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。

4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を(期首自己資本+期末自己資本)÷2で除して算出しています。

5. 当社は、2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株

につき 200 株の割合で株式分割を行っており、2021 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり当期純利益を算定しています。

6. 上記 5. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『「新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）」の作成上の留意点について』（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2020 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2020 年 3 月期の数値（1 株当たり配当額についてはすべての数値）については、PwC あらた有限責任監査法人の監査を受けていません。

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
1株当たり当期純利益	5.73円	25.98円	78.53円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

5. ロックアップについて

公募による募集株式発行に関連して、当社株主及び貸株人である濱口慶太、当社株主であるエムスリー株式会社、株式会社日本政策投資銀行、田邊隆通、吉田豊美、小林良成及び山田達也、当社株主かつ当社新株予約権者である桶谷主税、橋本淳、黒永雄樹、一ノ瀬昇太、牧村英佑、池田周一、石川聡一、福岡崇嘉、鎌苅亮介、寺田武史及び清水裕子は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社（以下、「共同主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2023 年 12 月 17 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しています。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において決議された三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っています。

6. 配分の基本方針

販売に当たり、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行なわれることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。